

令和 4 年度生活交通確保維持改善計画の変更について

(1) 計画概要

市内の公共交通を確保・維持していくために、毎年 6 月に作成している。本計画では、Nーバス中央線、西部線及び三ヶ峯線をフィーダー系統として位置づけ、計画に沿って事業を実施したうえで運行補助を受けている。

令和 4 年度の計画では、例年の運行補助に加えて公有民営方式車両購入費国庫補助金（自治体がバス車両を購入・所有し、公共交通事業者がフィーダー系統で使用）の活用を計画に位置づけると共に、計画期間後に補助を受ける予定としていた。

(2) 変更箇所

令和 4 年度生活交通確保維持改善計画内、13～16（P24～P26）

(3) 変更内容

計画期間内の車両購入を見送るため、計画内で令和 4 年度は車両を購入しない旨、記載を変更する。

(4) 変更理由

令和 4 年 3 月に車両購入先である日野自動車の不正が発覚し、国土交通省より型式指定の取消しが行われたことにより、車両の購入が不可能となったため。

(5) 今後のスケジュール

車両購入については、改めて令和 5 年度の購入を検討していきます。

長久手市生活交通確保維持改善計画 (令和4年度事業分)

令和3年6月策定

長久手市地域公共交通会議

目 次

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	1
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果	3
3. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体	8
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び 運行予定者	9
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者	20
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	20
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法	20
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要	20
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の 中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧	20
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項	20
11. 外客来訪促進計画との整合性	20
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要	21
13. 車両の取得に係る目的・必要性	24
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	24
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する 費用の負担者	25
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画	26
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性	26
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	26

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者 及び負担額	26
20. 協議会の開催状況と主な議論	27
21. 利用者等の意見の反映状況	34
22. 協議会メンバーの構成員	38

1 3. 車両の取得に係る目的・必要性

~~現行のNバスで運用している車両は、平成20年5月21日に購入したものである。累計の走行距離は69万km超となっており、定期的な点検整備は行っているものの、部品の経年劣化による故障の頻度が高まっているため、計画的に車両の更新を行い、車両走行の安定維持に努める必要がある。~~

- ・補助対象期間内に車両の取得を行わないため、記載なし

1 4. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

~~計画的な車両更新により、運行の安全性を確保することとし、もって利用者サービス及び満足度の向上に資するものとする。また、修理、部品交換等に伴うメンテナンス回数を31回（～R3.3実績）から3分の2程度に減少させる~~

(2) 事業の効果

~~運行車両は、初年度登録から13年が経過しており、走行距離も69万kmを超えている。本運行車両が走行する中央線及び西部線は、区域内住民の生活に必要な大型商業施設へアクセスし、市民の広域移動を確保しており、三ヶ峯線は交通不便地域の公共交通としてそれぞれ重要な路線である。令和4年度に本路線の車両を更新することにより、今後も継続的に路線を維持することが可能となるほか、利用者の安全性確保に寄与することが見込まれる。また、修理、部品交換の回数が減少することにより、安定かつ快適な運行サービスを提供することが可能となる。~~

- ・補助対象期間内に車両の取得を行わないため、記載なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表8」を添付

・補助対象期間内に車両の取得を行わないため、記載なし

・補助対象期間内に車両の取得を行わないため、記載なし

表8 車両の取得計画の概要(公有民営補助)(地域内ファイダー系統)

地方公共団体名	貸与を受ける事業者名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種類別	乗車定員	購入年月
表削除						

(注)

1. 「補助対象車両の種類別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画

~~＝(1) 車両の代替による費用削減等の内容~~

~~＝代替によるバス事業者等の費用削減~~

~~＝・令和2年4月1日から令和3年3月31日の整備・点検回数(31回)が車両代替を行うことにより、年間20回程度に減少する見込み。(削減見込み費用：910千円)＝~~

~~＝(2) 車両を活用した利用促進策~~

~~公共交通応援隊キッズイベントグループでの車両展示の実施~~

~~＝多数の市民が集まるイベントにおいてコミュニティバスの車両展示、体験乗車を行い、認知度の向上を図る。＝~~

・補助対象期間内に車両の取得を行わないため、記載なし